

都道府県水道行政担当部（局） 殿
厚生労働大臣認可 水道事業者 殿
厚生労働大臣認可 水道用水供給事業者 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課
（ 公 印 省 略 ）

申請書等への添付を求める写真の規格の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行等について（水道関係）

申請書等への添付を求める写真の規格の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 36 号。以下「改正省令」という。）が令和 4 年 3 月 14 日に別添のとおり、公布・施行されることとなりました。

改正省令の内容等は下記のとおりですので、その内容につき御了知いただきますよう、お願いいたします。

記

第 1 改正省令の趣旨

「規制改革実施計画」（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）において、各種申請等で提出する写真について、原則として、サイズ・撮影時期を統合することとされている。

（参考）規制改革実施計画（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）（抄）

6. その他横断的課題／(2)各種申請等で提出する写真サイズ・撮影時期の統合

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
2	各種申請等で提出する写真サイズ・撮影時期の統合	各種申請等で提出する写真について、サイズや撮影時期が多岐にわたり不便なことから、原則として、サイズを運転免許証サイズ・履歴書サイズ・大型サイズ又はパスポート規格のいずれかに統合し、撮影時期が現状 6 か月未満のものは 6 か月以内に統一する。さらに、写真の電子的提出も推進する。	令和 4 年度措置	全府省

これを踏まえ、厚生労働省が所管する省令について、所要の改正を行うもの。

第2 改正省令の概要

(1) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第32条第1項第2号において、写真の規格を旅券法施行規則（平成元年外務省令第十一号）別表第一に定める要件を満たしたものとすること。

(2) 水道法施行規則の一部を改正する省令（平成八年厚生省令第六十九号）附則第2条第2号において、写真の規格を旅券法施行規則（平成元年外務省令第十一号）別表第一に定める要件を満たしたものとすること。

第3 施行期日等

1 施行期日

改正省令は、令和4年3月14日から施行すること。

2 経過措置

(1) この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

(2) 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。